

議案第59号 茨木市駐車場条例の一部改正について

○ 駐車場の新設に伴う所要の改正

・ 改正内容

名 称	茨木市双葉町駐車場		
位 置	茨木市双葉町 4 8 7 番 1		
車両の種類	普通自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車		
使用料金			
・ 自動車	午前 8 時 ~ 午後 8 時	1 0 0 円 / 2 0 分	(初 日)
	午前 8 時 ~ 午後 8 時	1 0 0 円 / 2 0 分	(2 日 目 以 降)
	午後 8 時 ~ 翌午前 8 時	1 0 0 円 / 6 0 分	(初 日)
	午後 8 時 ~ 翌午前 8 時	1 0 0 円 / 6 0 分	(2 日 目 以 降)
・ 自動二輪車	1 日 1 回	2 5 0 円	
・ 原動機付自転車	1 日 1 回	2 0 0 円	
・ 自転車	1 日 1 回	1 0 0 円	

・ 施 行 日 平成 2 3 年 1 月 1 日

議案第60号 茨木市手数料条例の一部改正について

○ 租税特別措置法による優良宅地造成認定事務の一部について大阪府からの事務移譲に伴う所要の改正

・ 改正内容

宅地造成面積区分ごとに優良宅地造成認定申請手数料を新設

1,000 m ² 未満	100,000 円
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	150,000 円
3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	230,000 円
6,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	310,000 円
10,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	460,000 円
30,000 m ² 以上 60,000 m ² 未満	600,000 円
60,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満	780,000 円
100,000 m ² 以上	1,000,000 円

・ 施 行 日 平成 2 3 年 1 月 1 日

○ 高度地区区域内における建築物の特例許可を規定することに伴う所要の改正

・ 改正内容

高度地区区域内における建築物の特例許可申請手数料：160,000 円

・ 施 行 日 平成 2 2 年 1 0 月 1 日

議案第61号 茨木市保育所における保育に関する条例の一部改正について

○ 「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の一部改正に伴う所要の改正

・改正内容

- ・ 保育料算定にあたっての年齢の変更
入所日の属する月の初日における年齢
入所日の属する年度の初日における年齢

・ 施行日 平成22年10月1日

議案第62号 茨木市営葬儀条例の一部改正について

○ 利用形態の多様化への対応を図ること及び使用料の見直しに伴う所要の改正

・改正内容

葬儀の対象を明確化

本市内において葬儀を執行するもの

- ・ 死亡者が死亡時に住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者で、本市の区域内で葬儀を執行するもの
- ・ 喪主が住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者で、本市の区域内で葬儀を執行するもの

葬祭区分の変更

- ・ 全部使用
- ・ 飾り付け及び火葬場
- ・ 飾り付け及び霊柩車
- ・ 飾り付けのみ
- ・ 納棺、葬祭用品等の供与
- ・ 祭壇飾り、葬儀進行
- ・ 霊柩車
- ・ 火葬執行

使用料の改正

12歳以上（全部使用）78,000円 81,000円 ほか

霊柩車の使用は、実態に合わせ洋型霊柩車を基本とし、宮型霊柩車を使用する場合は、18,000円を加算する。

・ 施行日 平成23年1月1日

議案第63号	茨木市立斎場条例の一部改正について
<p>○ 告別式場、控室の新設による使用料の設定及び使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> [告別式場の新設] <ul style="list-style-type: none"> 第5 告別式場 1 葬儀： 17,000 円 [控室の新設] <ul style="list-style-type: none"> 第10 控室 午前9時から午後10時まで 600 円 / 2 時間 午後10時から翌日午前9時まで 1,900 円 [使用料及び使用区分の見直し] <ul style="list-style-type: none"> 喫茶コーナーの目的外利用 19,000 円 / 月 14,000 円 / 月 告別式場（時間単位 1 葬儀） 第1 告別式場（午前9時から翌午前9時まで） 24,600 円 第1 告別式場（1 葬儀） 27,000 円 ほか 親族控室（時間単位 1 葬儀） 第2 親族控室（午前9時から翌午前9時まで） 7,300 円 第2 親族控室（1 葬儀） 8,000 円 ほか 控室 第1 控室（午前9時から午後10時まで） 1,000 円 / 2 時間 第1 控室（午前9時から午後10時まで） 1,200 円 / 2 時間 ほか ・ 施行日 ~ 平成22年10月1日 ~ 平成23年 1月1日 	
議案第64号	茨木市公の施設使用料免除団体審査会条例の制定について (議案第64号 ~ 83号については 15 ~ 22頁参照)
<p>○ 公の施設使用料等の免除に関する事項を公正かつ適正に審査するための審査会を設置することに伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制定内容 <ul style="list-style-type: none"> [所掌事務] 公の施設使用料の免除団体の審査に関すること [組織] 委員5人：市民、学識経験者、市区域内の公共的団体等から推薦された者 [任期] 2年 ・ 関係条例の改正 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例 ・ 施行日 平成22年10月1日 	
議案第65号	茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例の一部改正について
<p>○ 利用料及び減額・免除制度を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 各諸室利用料の改正 大会議室利用料（午前9時から午後9時30分まで） 1,950 円 2,250 円 ほか 新たに2人以上の高校生以下の者で構成される団体が利用するときの料金を規定 通常利用料金の2分の1に相当する額 ・ 施行日 平成23年4月1日 	

議案第66号	茨木市立男女共生センター条例の一部改正について
<p>○ 利用料及び減額・免除制度を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 各施設利用料の改正 ワムホール利用料（午前9時から午後9時30分まで） 30,800円 27,800円 ほか 附帯設備利用料の改正 ワイヤレスマイクロホン（1本） 2,000円 1,500円 ほか 新たに2人以上の高校生以下の者で構成される団体が利用するときの料金を規定 通常利用料金の2分の1に相当する額 ・ 施行日 平成23年4月1日 	
議案第67号	茨木市市民会館条例の一部改正について
<p>○ 利用料及び減額・免除制度を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 各諸室利用料の改正 大ホール利用料（午前9時から午後10時まで） 78,000円 105,150円 ほか （平日大ホール利用時は、利用料金を10%減額） 附帯設備利用料の改正 プロジェクター（1台） 2,000円 1,000円 ほか 新たに2人以上の高校生以下の者で構成される団体が利用するときの料金を規定 通常利用料金の2分の1に相当する額 ・ 施行日 平成23年4月1日 	
議案第68号	茨木市福祉文化会館条例の一部改正について
<p>○ 利用料及び減額・免除制度を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 各諸室利用料の改正 文化ホール利用料（午前9時から午後10時まで） 39,000円 41,350円 ほか （平日文化ホール利用時は、利用料金を10%減額） 附帯設備利用料の改正 プロジェクター（1台） 2,000円 1,000円 ほか 新たに2人以上の高校生以下の者で構成される団体が利用するときの料金を規定 通常利用料金の2分の1に相当する額 ・ 施行日 平成23年4月1日 	

議案第69号	茨木市市民総合センター条例の一部改正について
<p>○ 利用料及び減額・免除制度を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 各諸室利用料の改正 センターホール利用料（午前9時から午後10時まで） 58,000円 75,200円 ほか （ 平日センターホール利用時は、利用料金を10%減額） 附帯設備利用料の改正 プロジェクター（1台） 2,000円 1,000円 ほか 新たに2人以上の高校生以下の者で構成される団体が利用するときの料金を規定 通常利用料金の2分の1に相当する額 ・ 施行日 平成23年4月1日 	
議案第70号	茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について
<p>○ 利用料及び減額・免除制度を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 会議室利用料（午前9時から午後10時まで） 3,000円 2,400円 ほか 新たに2人以上の高校生以下の者で構成される団体が利用するときの料金を規定 通常利用料金の2分の1に相当する額 ・ 施行日 平成23年4月1日 	
議案第71号	茨木市市民活動センター条例の一部改正について
<p>○ 料金区分を追加することに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 新たに夜間利用料金を規定 午後6時30分から午後9時30分まで：300円 ・ 施行日 平成23年4月1日 	
議案第72号	茨木市里山センター条例の一部改正について
<p>○ 利用料及び減額・免除制度を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 会議室利用料（午前9時から午後5時まで） 1,050円 900円 ほか 利用料金無料対象者の変更 中学生以下 高校生以下の者で構成される団体 ・ 施行日 平成23年4月1日 	

議案第73号	茨木市都市公園条例の一部改正について
<p>使用料の見直し及び減額・免除制度並びに許可行為の変更に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正内容 <ul style="list-style-type: none"> [使用料の改正] <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設使用料の改正 競技会、展示会、音楽会、集会その他これらに類する行為（全面 1 時間） 6 5 0 円 5 5 0 円 ・募金その他これらに類する行為並びに業として映画及び写真を撮影する行為 1 0 0 円（1 平方メートル 1 日） 無料 [許可行為の変更] <ul style="list-style-type: none"> ・興行及び花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為については禁止するため規定を削除 ・施行日 平成 2 3 年 4 月 1 日 	
議案第74号	茨木市公民館条例の一部改正について
<p>○ 使用料及び減額・免除制度を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 各諸室使用料の改正 大会議室利用料（午前 9 時から午後 1 0 時まで） 1 , 9 5 0 円 2 , 2 0 0 円 ほか 新たに 2 人以上の高校生以下の者で構成される団体が利用するときの料金を規定 通常利用料金の 2 分の 1 に相当する額 ・施行日 平成 2 3 年 4 月 1 日 	
議案第75号	茨木市立生涯学習センター条例の一部改正について
<p>○ 使用料及び減額・免除制度を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 各諸室使用料の改正 きらめきホール（午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで） 6 6 , 0 0 0 円 5 2 , 8 0 0 円 ほか 附帯設備利用料の改正 マイクロホン（ホール用） 1 , 0 0 0 円 7 5 0 円 ほか 新たに 2 人以上の高校生以下の者で構成される団体が利用するときの料金を規定 通常利用料金の 2 分の 1 に相当する額 ・施行日 平成 2 3 年 4 月 1 日 	
議案第76号	茨木市立文化財資料館条例の一部改正について
<p>○ 入館料を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 市外居住者（高校生以上）の入館料を無料にする 2 0 0 円 0 円 ・施行日 平成 2 3 年 4 月 1 日 	

議案第77号	茨木市立川端康成文学館条例の一部改正について
<p>○ 入館料を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 市外居住者（高校生以上）の入館料を無料にする 200円 0円 ・ 施行日 平成23年4月1日 	
議案第78号	茨木市立青少年センター条例の一部改正について
<p>○ 新たに使用料を規定することに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 青少年センター使用料の改正 無料 青少年ホール（午前9時から午後10時まで）8,500円 ほか ・ 施行日 平成23年4月1日 	
議案第79号	茨木市運動広場条例の一部改正について
<p>○ 使用料及び減額・免除制度を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 運動場使用料（一般 1時間） 650円 550円 ほか 新たにフットサル場の使用料を規定 1時間：800円（一般） 中学生以下の料金規定を高校生以下の団体（2人以上の高校生以下の者で構成される団体）に拡充 ・ 施行日 平成23年4月1日 	
議案第80号	茨木市立市民体育館条例の一部改正について
<p>○ 使用料及び減額・免除制度を見直すことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 体育館の団体使用について使用料を改正し、新たに高校生以下の者で構成される団体の料金を規定 市民体育館 第1体育室使用料（全面 午前9時から午後9時30分） 31,200円 28,000円 ほか ・ 施行日 平成23年4月1日 	

議案第86号	市道路線の廃止について
<p>府営住宅建て替え等に伴う道路認定の廃止 2 路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府営住宅の立て替えによるもの 1 路線 ・ 開発行為に伴うもの 1 路線 	
議案第87号	大阪広域水道企業団の設置に関する協議について
<p>水道用水供給事業の経営に関する事務等を共同処理するため、地方自治法第284条第2項の規定により、当該規約を定め、関係市町村で企業団を設置することについて、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な規約内容 <ul style="list-style-type: none"> 企業団の名称 企業団を組織する地方公共団体 企業団の共同処理する事務 企業団の事務所の位置 企業団の議会の組織及び議員の選挙方法 議員の任期 企業長その他執行機関の組織及び選任方法 首長会議及び運営協議会の設置 企業団の経費の支弁の方法 ・ 施行日 ~ 、 大阪府知事の許可のあった日 ~ 、 平成23年4月1日 	
議案第88号	動産（小型動力ポンプ付水槽車）取得について
<p>契約の方法 指名競争入札</p> <p>取得の金額 37,464,000円</p> <p>取得の相手方 大阪府中央区北久宝寺町2丁目2番13号 日本機械工業（株）大阪営業所 所長 おおむら じゅんじ 大村 順 二</p> <p>取得の物件及び目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物件 小型動力ポンプ付水槽車 ・ 目的 山間部における火災発生時に水利の確保を行うため、現在、1台配置しているが、15年が経過しており、経年劣化が進むとともに自動車NOX・PM法の車種規制に該当する車両であることから更新する。 	

議案第89号	平成22年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第1号)	
補正額 526,341千円 (補正後 78,806,341千円 - 補正前 78,280,000千円)		
(歳入)	(歳出)	
・分担金及び負担金	556千円	・人件費
・国庫支出金	16,896千円	・物件費
・府支出金	304,975千円	・扶助費
・繰越金	203,914千円	・補助費等
		・投資的経費
		135千円
		93,674千円
		13,340千円
		53,142千円
		366,050千円
・繰越明許費補正 (追加)		
・小学校耐震診断・補強設計委託事業	63,800千円	
・債務負担行為補正 (追加)		
・駐車場指定管理料	19,800千円	
認定第1号	平成21年度大阪府茨木市一般会計決算認定について	
・歳入決算額	80,545,309,156円	(平成20年度) (74,104,282,882円)
・歳出決算額	79,407,241,317円	(72,925,591,957円)
・歳入歳出差引額	1,138,067,839円	(1,138,067,839円)
・翌年度へ繰越すべき財源	482,841,650円	(256,954,550円)
・実質収支	655,226,189円	(921,736,375円)
認定第2号	平成21年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について	
・歳入決算額	5,922,595,730円	(平成20年度) (6,006,619,971円)
・歳出決算額	114,266,861円	(100,958,088円)
・歳入歳出差引額	5,808,328,869円	(5,905,661,883円)

認定第3号	平成21年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について	
・歳入決算額	24,557,127,220円	(平成20年度) (24,265,673,493円)
・歳出決算額	24,330,073,567円	(24,137,294,715円)
・歳入歳出差引額	227,053,653円	(128,378,778円)
認定第4号	平成21年度大阪府茨木市老人保健医療事業特別会計決算認定について	
・歳入決算額	32,643,445円	(平成20年度) (1,799,986,692円)
・歳出決算額	23,314,549円	(1,794,951,597円)
・歳入歳出差引額	9,328,896円	(5,035,095円)
認定第5号	平成21年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	
・歳入決算額	2,368,323,238円	(平成20年度) (2,168,622,246円)
・歳出決算額	2,286,566,662円	(2,112,537,891円)
・歳入歳出差引額	81,756,576円	(56,084,355円)
認定第6号	平成21年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について	
・歳入決算額	11,164,815,451円	(平成20年度) (10,704,350,902円)
・歳出決算額	10,923,044,035円	(10,350,242,896円)
・歳入歳出差引額	241,771,416円	(354,108,006円)
認定第7号	平成21年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計決算認定について	
・歳入決算額	8,600,314,245円	(平成20年度) (9,218,498,617円)
・歳出決算額	8,582,342,107円	(9,205,584,324円)
・歳入歳出差引額	17,972,138円	(12,914,293円)
・翌年度へ繰越すべき財源	7,653,500円	(0円)
・実質収支	10,318,638円	(12,914,293円)

認定第8号	平成21年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について	
(収益的収支)		(平成20年度)
・収入決算額	5,894,064,603円	(6,328,069,141円)
・支出決算額	5,763,145,680円	(5,887,939,305円)
・収入支出差引額	130,918,923円	(440,129,836円)
(資本的収支)		
・収入決算額	652,955,545円	(887,380,377円)
・支出決算額	2,063,464,055円	(2,478,235,182円)
・収入支出差引額	1,410,508,510円	(1,590,854,805円)
報告第16号	平成21年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
○ 地方自治法第233条第5項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告		
報告第17号	平成21年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について	
○ 平成22年3月31日現在の財政状況の報告		
報告第18号	平成21年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について	
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項による茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告		

公の施設使用料の改定について

1 見直しの基本的な考え方

公の施設使用料について、「受益者負担の原則」に基づき、施設を利用する人と利用しない人が納得できるように、明確で統一的な算定基準を設けるとともに減額・免除制度については、適正な運用に改める。

このことにより、税配分の公平性を確保する。

2 見直しの内容

料金改定を行う施設(148の会議室等)のうち約7割の料金が下がることとなり、施設の利用促進が図られる。

各施設について広く市民に利用してもらうこと及び負担の公平性を確保するため、減額・免除制度を適正な運用に改める。

高校生以下の健全な団体活動を支援するため、通常料金の半額の料金を設定する。

減額・免除制度が適用されなくなる利用者にとっては負担増となるが、負担を求める経費を明確化・限定化したことにより、多くの料金が下がり、利用者の負担が軽減されることになる。

市民が納得する見直しの実現！

(1) 使用料算定基準の策定

公の施設にかかる費用のうち施設利用者に求める経費を明確にし、統一的な算定基準を策定。

使用料 = 算定基準額 × 負担割合

- ・ 算定基準額：利用者に負担を求める経費で、施設の維持管理経費や総務管理経費等
- ・ 負担割合：施設の種類や性質に応じて、利用者に負担してもらう割合

利用者に負担を求める経費として、公の施設における日常的な運営に必要な費用に限定し、施設の整備に要する費用については、公費負担とした。

< 受益者負担の範囲 >

- ・ 維持管理費（施設の光熱水費、清掃委託料等）
- ・ 臨時職員の経費（施設の維持管理、貸出業務等に係る部分）

< 公費で負担する範囲 >

- ・ 用地取得費
- ・ 施設建設費（減価償却費）
- ・ 大規模修繕費
- ・ イベント実施費

(2) 対象施設について

市民会館等の会議室・ホール、公民館及びコミュニティセンター等の地域集会施設の料金を改定（引上げ・引下げ等）するとともに、青少年センターについては、利用状況等を考慮の上、新たに一般利用は有料化する。

- ・ 30施設の内訳（改正14、有料化2、現行どおり2、対象外12）

(3) 料金の改定状況について

各施設の料金については、148の区分のうち103区分の料金が引き下げとなるため、引上げや新たに有料化となる施設区分(会議室等)は、全体の20%にとどまり、料金収入全体においても約8%の引下げとなる。

- ・各料金148区分の内訳
(引上げ22、有料化8、引下げ103、現行どおり15) 外に対象外58

(4) 減額・免除制度の見直し

基本方針

これまで減額・免除制度については、公の施設を利用する各種団体へ広範囲かつ画一的に適用してきたことから、本来負担されるべき使用料が適正に負担されていない状況にある。その減額部分は、広く市民全体の税金で賄われていることに鑑み、受益者負担の適正化を図る観点から原則廃止することとした上で、今後、制度の適用にあたっては、統一的な基準を定め、適正に運用する。

登録団体等へ5割・3割の減額の適用は廃止し、免除についてのみ厳正な審査の上適用する。

(例)平成21年度 公民館利用件数 28,602件
(内)減免適用件数 27,627件 (減免適用率 97%)

【見直しのイメージ(改定対象施設の件数の状況)】



免除団体適用の考え方

新たな免除制度の運用にあたっては、次の基準を両方とも満たす団体に限り、新たに設置する「公の施設使用料免除団体審査会」において、該当施設ごとに厳正な審査を行い適用する。

〔適用基準〕

- 行政との協働の観点から政策に沿った重点的な行政課題の解決に向けた役割を担う団体であること
- 団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致すること

〔該当施設〕

施設名	重点的な行政課題
コミュニティセンター、公民館 いのち・愛・ゆめセンター	地域活動の推進
男女共生センター ローズWAM	男女共同参画社会の推進
消費生活センター	消費者の権利擁護
労働センター	労働者の権利擁護
教育センター	学校教育の充実
青少年センター	青少年の健全育成

* 小中学校の運動場、体育館等の利用における免除等の取り扱いについても審査会において審査に付す。

審査の公正性、適正性及び透明性の確保に向けた取り組み

- () 「公の施設使用料免除団体審査会」設置条例を制定
免除団体の審査の適正性及び公正性を確保するため、市民、学識経験者等の外部委員による審査会を設置する。
- () 審査運用基準を規則・要綱で制定
免除団体の審査適用基準を規則・要綱で定めるとともに、市民・団体等に公表し、透明性を確保する。

(5) 高校生以下の団体利用料金の設定

高校生以下の健全な団体活動への支援を継続するため、スポーツ施設・文化施設とも高校生以下の者が主体となる活動に対しては、通常料金の半額程度の「高校生以下の団体利用料金」を設定する。

料金の適用については、「高校生以下の者が主体となる活動」「営利を目的とする活動でないこと」の判断基準を作成し適正に運用する。

【高校生以下の者が団体に使用する料金の例】

運動広場の運動場 1時間あたり 250円(大人 550円)
公民館 会議室 全日 600円(大人 1,200円)

(6) 改定後の収入見込みについて

増収見込額 約 2,800万円

<改定対象施設の使用料の試算(利用料金を含む使用料収入)>
1億8,000万円 2億1,000万円

【内訳】

減免廃止 5,000万円・有料化 200万円・料金改正 2,400万円

使用料改定に係る総括表

	対象施設	料金区分	内訳			
			引上	引下	有料化	現行通り
1	市民会館 ユーアイホール	11	9	2		
2	市民活動センター(夜間利用料金を追加)	1				1
3	福祉文化会館 オークシアター	10		10		
4	市民総合センター クリエイトセンター	22	2	20		
5	男女共生センター ローズWAM	15		15		
6	生涯学習センター きらめき	29		29		
7	コミュニティセンター	6		6		
8	いのち・愛・ゆめセンター	9	3	1		5
9	公民館	5	4	1		
10	体育館	11		11		
11	里山センター	3		3		
12	市立ギャラリー	1		1		
13	小・中学校、幼稚園(目的外使用)	6	4	2		
14	運動場・庭球場・弓道場	5		2		3
15	青少年センター	7			7	
16	フットサル場	1			1	
17	豊川いのち・愛・ゆめセンター(体育室)	1				1
18	市民農園	5				5
		148	22	103	8	15

改定する使用料

「算出料金」は算定式により算出した改定の基礎となる料金である。

「改定料金案」は「算出料金」の端数の処理及び限度額を適用した料金である。なお、表示額は全日使用の料金でこれを限度に区分使用の料金を設定する。また、平日・昼間料金等を設ける場合はこの料金を基本に設定する。

「高校生以下の団体利用料金」として「改定料金案」の半額程度を設定する。

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部 屋 等 別	分 類	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金案 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
市民会館使用料	大ホール 1	ホール	平日・全日(9-22)	105,202	78,000	94,600	21.3	16,600
			土日祝・全日(9-22)		91,000	105,150	15.5	14,150
	ドリームホール	ホール	全日(9-22)	28,021	26,000	27,900	7.3	1,900
	401号室	会議室	全日(9-22)	4,791	3,900	4,550	16.7	650
	501号室	会議室	全日(9-22)	3,016	2,500	2,900	16.0	400
	502号室	会議室	全日(9-22)	3,931	3,300	3,850	16.7	550
	601号室	会議室	全日(9-22)	4,453	3,900	4,400	12.8	500
	和室 1	会議室	全日(9-22)	4,791	4,200	4,650	10.7	450
	和室 2	会議室	全日(9-22)	3,100	3,800	2,900	-23.7	-900
	楽屋 1	会議室	全日(9-22)	3,875	1,900	2,200	15.8	300
	楽屋 2	会議室	全日(9-22)	1,522	1,500	1,400	-6.7	-100
	楽屋 3	会議室	全日(9-22)	1,811	1,500	1,750	16.7	250
市民活動センター使用料	会議室	全日 ⁽¹⁰⁻¹⁸⁾ 18:30-21:30 300円(新規)	1,041	700	1,000	42.9	300	
福祉文化会館 使用料	文化ホール 1	ホール	平日・全日(9-22)	41,440	39,000	37,200	-4.6	-1,800
			土日祝・全日(9-22)		46,000	41,350	-10.1	-4,650
	101号室	会議室	全日(9-22)	5,030	5,800	4,950	-14.7	-850
	201号室	会議室	全日(9-22)	5,030	5,800	4,950	-14.7	-850
	202号室	会議室	全日(9-22)	8,145	9,100	8,000	-12.1	-1,100
	203号室	会議室	全日(9-22)	6,031	6,500	5,900	-9.2	-600
	和室	会議室	全日(9-22)	3,533	5,200	4,100	-21.2	-1,100
	301号室	会議室	全日(9-22)	5,030	6,500	5,100	-21.5	-1,400
	302号室	会議室	全日(9-22)	16,430	22,000	17,600	-20.0	-4,400
	303号室	会議室	全日(9-22)	10,294	18,000	14,300	-20.6	-3,700
楽屋	会議室	全日(9-22)	4,277	4,700	4,100	-12.8	-600	
市民総合センター 使用料	センターホール 1	ホール	平日・全日(9-22)	75,368	58,000	67,650	16.6	9,650
			土日祝・全日(9-22)		70,000	75,200	7.4	5,200
	多目的ホール	ホール	全日(9-22)	27,385	26,000	27,200	4.6	1,200
	101号室	会議室	全日(9-22)	3,531	5,200	4,100	-21.2	-1,100
	102号室	会議室	全日(9-22)	3,788	5,200	4,100	-21.2	-1,100
	103号室	会議室	全日(9-22)	3,929	5,200	4,100	-21.2	-1,100
	201号室	会議室	全日(9-22)	3,710	5,200	4,100	-21.2	-1,100
	202号室	会議室	全日(9-22)	4,960	6,500	5,100	-21.5	-1,400
	203号室	会議室	全日(9-22)	4,960	6,500	5,100	-21.5	-1,400
	研修室	会議室	全日(9-22)	7,630	10,000	7,950	-20.5	-2,050
	和室	会議室	全日(9-22)	8,234	14,000	11,150	-20.4	-2,850
	生活実習室	特別室	全日(9-22)	8,366	10,000	8,250	-17.5	-1,750
	工芸創作室	特別室	全日(9-22)	8,366	10,000	8,250	-17.5	-1,750
	控室	会議室	全日(9-22)	2,226	3,900	3,150	-19.2	-750
	第1楽屋	会議室	全日(9-22)	1,916	2,600	2,050	-21.2	-550
	第2楽屋	会議室	全日(9-22)	1,916	2,600	2,050	-21.2	-550
	301号室	会議室	全日(9-22)	8,754	10,000	8,650	-13.5	-1,350
	402号室	会議室	全日(9-22)	4,184	5,200	4,000	-23.1	-1,200
	302号室	会議室	全日(9-22)	5,293	7,800	6,200	-20.5	-1,600

改定する使用料

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部 屋 等 別	分 類	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金案 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
市民総合センター 使用料	303号室	会議室	全日(9-22)	5,516	7,800	6,200	-20.5	-1,600
	304号室	会議室	全日(9-22)	7,439	10,000	7,950	-20.5	-2,050
	204号室	会議室	全日(9-22)	4,390	7,800	6,200	-20.5	-1,600
	商品簡易販売室	特別室	全日(9-22)	7,659	10,000	7,950	-20.5	-2,050
男女共生センター 使用料	ワムホール	ホール	全日(9-21:30)	27,964	30,800	27,800	-9.7	-3,000
	控室1	会議室	全日(9-21:30)	920	2,000	1,500	-25.0	-500
	控室2	会議室	全日(9-21:30)	1,136	2,000	1,500	-25.0	-500
	ローズホール	特別室	全日(9-21:30)	9,528	14,000	11,100	-20.7	-2,900
	ファミリールーム	会議室	全日(9-21:30)	949	2,000	1,500	-25.0	-500
	料理工房	特別室	全日(9-21:30)	9,037	13,800	11,000	-20.3	-2,800
	和室	会議室	全日(9-21:30)	3,959	13,800	11,000	-20.3	-2,800
	会議室401	会議室	全日(9-21:30)	1,742	4,800	3,800	-20.8	-1,000
	会議室402	会議室	全日(9-21:30)	2,545	4,800	3,800	-20.8	-1,000
	会議室403	会議室	全日(9-21:30)	1,000	2,000	1,500	-25.0	-500
	セミナー室404	会議室	全日(9-21:30)	2,545	4,800	3,800	-20.8	-1,000
	セミナー室405	会議室	全日(9-21:30)	4,120	5,200	4,100	-21.2	-1,100
	研修室501	会議室	全日(9-21:30)	4,822	5,800	4,700	-19.0	-1,100
	研修室502	会議室	全日(9-21:30)	5,884	8,800	7,000	-20.5	-1,800
	控室503	会議室	全日(9-21:30)	964	2,000	1,500	-25.0	-500
生涯学習センター 使用料	陶芸室	特別室	全日(9-22)	7,996	8,800	7,800	-11.4	-1,000
	工芸室	特別室	全日(9-22)	11,429	12,400	11,300	-8.9	-1,100
	アトリエ	特別室	全日(9-22)	9,270	10,200	9,100	-10.8	-1,100
	和室(全室)	会議室	全日(9-22)	-	8,800	6,900	-21.6	-1,900
	和室(半室1)	会議室	全日(9-22)	3,431	5,200	4,100	-21.2	-1,100
	和室(半室2)	会議室	全日(9-22)	2,487	3,600	2,800	-22.2	-800
	きらめきホール	ホール・特別	全日(9-22)	45,625	66,000	52,800	-20.0	-13,200
	控室1	会議室	全日(9-22)	1,437	2,200	1,700	-22.7	-500
	控室2	会議室	全日(9-22)	542	800	600	-25.0	-200
	控室3	会議室	全日(9-22)	1,021	1,400	1,100	-21.4	-300
	親子室	会議室	全日(9-22)	690	1,000	700	-30.0	-300
	多目的スタジオ	特別室	全日(9-22)	12,324	13,000	12,200	-6.2	-800
	録音スタジオ	特別室	全日(9-22)	2,189	2,800	2,200	-21.4	-600
	音楽スタジオ	特別室	全日(9-22)	1,537	1,600	1,400	-12.5	-200
	食工房	特別室	全日(9-22)	8,754	9,800	8,600	-12.2	-1,200
	研修室301	会議室	全日(9-22)	4,439	5,800	4,600	-20.7	-1,200
	研修室302	会議室	全日(9-22)	5,947	8,000	6,300	-21.3	-1,700
	研修室303	会議室	全日(9-22)	5,939	8,000	6,300	-21.3	-1,700
	研修室304	会議室	全日(9-22)	7,511	9,600	7,700	-19.8	-1,900
	会議室305	会議室	全日(9-22)	6,263	8,000	6,300	-21.3	-1,700
	会議室306	会議室	全日(9-22)	2,135	3,000	2,300	-23.3	-700
	会議室307	会議室	全日(9-22)	2,142	3,000	2,300	-23.3	-700
	学習室401	会議室	全日(9-22)	4,460	6,200	4,900	-21.0	-1,300
	学習室402	会議室	全日(9-22)	4,284	6,200	4,900	-21.0	-1,300
	学習室403	会議室	全日(9-22)	4,277	6,200	4,900	-21.0	-1,300
	学習室404	会議室	全日(9-22)	4,284	6,200	4,900	-21.0	-1,300
	学習室405	会議室	全日(9-22)	4,277	6,200	4,900	-21.0	-1,300

改定する使用料

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部 屋 等 別	分 類	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金案 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
生涯学習センター 使用料	学習室406	会議室	全日(9-22)	2,395	3,600	2,800	-22.2	-800
	IT学習室	特別室	全日(9-22)	9,036	16,400	13,200	-19.5	-3,200
コミュニティ センター使用料	会議室1	地域施設	全日(9-22)	1,205	3,000	2,400	-20.0	-600
	会議室2	地域施設	全日(9-22)	1,205	3,000	2,400	-20.0	-600
	和室1	地域施設	全日(9-22)	1,344	4,500	3,600	-20.0	-900
	和室2	地域施設	全日(9-22)	1,344	4,500	3,600	-20.0	-900
	多目的室	地域施設	全日(9-22)	4,238	7,500	6,000	-20.0	-1,500
	実習室	地域施設	全日(9-22)	1,759	6,000	4,800	-20.0	-1,200
いのち・愛・ゆめ センター使用料	大会議室	地域施設	全日(9-21:30)	4,238	1,950	2,250	15.4	300
	調理室・料理教室	地域施設	全日(9-21:30)	1,759	1,200	1,350	12.5	150
	小会議室	地域施設	全日(9-21:30)	626	900	750	-16.7	-150
公民館使用料	大会議室	地域施設	全日(9-22)	4,238	1,950	2,200	12.8	250
	多目的ホール	地域施設	全日(9-22)	4,238	1,950	2,200	12.8	250
	会議室等	地域施設	全日(9-22)	1,205	1,200	1,100	-8.3	-100
	和室	地域施設	全日(9-22)	1,344	1,200	1,250	4.2	50
	実習室	地域施設	全日(9-22)	1,759	1,200	1,350	12.5	150
市民体育館使用料	第1体育室	体育館	全日(9-21:30)	28,284	31,200	28,200	-9.6	-3,000
	第2体育室	体育館	全日(9-21:30)	5,914	6,300	5,900	-6.3	-400
	第3体育室	体育館	全日(9-21:30)	5,914	6,300	5,900	-6.3	-400
	第4体育室	体育館	全日(9-21:30)	5,914	6,300	5,900	-6.3	-400
	第5体育室	体育館	全日(9-21:30)	5,914	6,300	5,900	-6.3	-400
	第1会議室	体育館	全日(9-21:30)	1,213	1,300	1,200	-7.7	-100
	第2会議室	体育館	全日(9-21:30)	1,213	1,300	1,200	-7.7	-100
福井市民体育館使用料	体育室	体育館	全日(9-21:30)	14,142	15,600	14,100	-9.6	-1,500
	多目的室	体育館	全日(9-21:30)	2,957	3,150	2,900	-7.9	-250
東市民体育館使用料	アリーナ	体育館	全日(9-21:30)	28,284	31,200	28,200	-9.6	-3,000
	体育室	体育館	全日(9-21:30)	5,914	6,300	5,900	-6.3	-400
	会議室	体育館	全日(9-21:30)	1,213	1,300	1,200	-7.7	-100
	研修室	体育館	全日(9-21:30)	1,213	1,300	1,200	-7.7	-100
南市民体育館使用料	アリーナ	体育館	全日(9-21:30)	2	31,200	28,200	-9.6	-3,000
	体育室	体育館	全日(9-21:30)		6,300	5,900	-6.3	-400
	研修室	体育館	全日(9-21:30)		1,300	1,200	-7.7	-100
	会議室	体育館	全日(9-21:30)		1,300	1,200	-7.7	-100
里山センター 使用料	会議室		全日(9-17)	813	1,050	900	-14.3	-150
	研修室		全日(9-17)	813	1,050	900	-14.3	-150
	木工室		全日(9-17)	948	1,050	900	-14.3	-150
市立ギャラリー使用料			1単位(6日間)	88,176	93,000	88,100	-5.3	-4,900
小・中学校、幼稚園 使用料(目的外)	プレイルム教室等	3	2時間利用	4	800(終日)	120	-	-
	屋内運動場		2時間利用	-	3,000(終日)	900	-	-
	運動場・園庭		2時間利用	-	100	500	400.0	400
都市公園・運動広場 使用料	運動場		1時間あたり	563	650	550	-15.4	-100
	フットサル場		1時間あたり	5	-	800	-	-
青少年センター 使用料	青少年ホール		全日(9-22)	8,608	-	8,500	-	-
	料理室		全日(9-22)	1,031	-	950	-	-
	和室		全日(9-22)	1,628	-	1,500	-	-
	児童室		全日(9-22)	1,121	-	1,100	-	-

改定する使用料

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部 屋 等 別	分 類	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金案 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
青少年センター 使用料	第1会議室		全日(9-22)	1,048	-	950	-	-
	第2会議室		全日(9-22)	1,833	-	1,750	-	-
	音楽視聴覚室		全日(9-22)	3,522	-	3,450	-	-

- 1 : 改定にあたり平日料金は9/10に相当する額とする。
- 2 : 平成22年度から供用開始のため、料金算定については他体育館の算定基準額を用いて算出。
- 3 : 2時間利用を基本に1時間毎(2時間料金の半額)の追加利用を可能とする。
- 4 : 改定料金案については、同種の施設である公民館・市民体育館・運動広場運動場の時間単価の1/2相当額を基本に算出。
- 5 : 料金算定については庭球場1面あたり料金との面積比較で算出。

平成22年度一般会計補正予算(第1号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
12 分担金及び 負担金	556	556		公立保育所保育料 196 私立保育所保育料 360
14 国庫支出金	16,896	16,896		鳥獣被害防止総合対策交付金 12,750 私立保育所運営費負担金 3,136 農地制度実施円滑化事業費補助金 1,010
15 府支出金	304,975	304,975		介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 180,250 緊急雇用創出基金事業費補助金 88,710 地域福祉・子育て支援交付金 18,212 安心こども基金特別対策事業費補助金 10,296 母子家庭自立支援給付金事業補助金 4,939 私立保育所運営費負担金 1,568 街かどデイハウス支援事業費補助金 1,000
19 繰越金	203,914		203,914	純繰越金 203,914
補正額 A	526,341	322,427	203,914	
補正前の予算額 B	78,280,000	25,750,241	52,529,759	
補正後の予算額 A + B	78,806,341	26,072,668	52,733,673	

平成22年度一般会計補正予算(第1号)総括表

(歳出)

(単位：千円)

款	予算額	消費的経費				投資的経費	その他の経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
2 総務費	1,975	135	1,840				
3 民生費	296,316		87,824	13,340	14,902	180,250	
4 衛生費	17,840				17,840		
6 農林水産業費	21,410		1,010		20,400		
8 土木費	103,000		3,000			100,000	
10 教育費	85,800					85,800	
補正額 A	526,341	135	93,674	13,340	53,142	366,050	
補正前の予算額 B	78,280,000	15,570,793	13,922,811	20,439,927	5,185,260	7,826,103	15,335,106
補正後の予算額 A + B	78,806,341	15,570,928	14,016,485	20,453,267	5,238,402	8,192,153	15,335,106

9月補正予算の内容について

1 基本方針

(1) 純繰越金を活用し事業を実施する。

安全で安心な市民生活を確保するため、歩道橋の改修や小学校校舎の耐震補強設計委託を実施する。

利用件数の増等に伴い環境や福祉施策の事業費を追加するとともに早期に対応すべき防犯対策事業を実施する。

(2) 国や府の補助金を活用し、介護・高齢者施設の整備を行うとともに障害福祉サービスにおける雇用創出や子育て支援施策の充実を図る。

2 主な内容

(1) 純繰越金を活用し実施する事業

安全で安心な市民生活を確保する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
都市基盤整備		100,000		100,000
J R 茨木駅東口 周辺整備事業	J R 茨木駅東口周辺における交通環境の整備を図る。 測量設計委託料	10,000		10,000
J R 茨木駅西口 歩道橋改修工事	J R 茨木駅西口の歩道橋の高欄、階段、通路の改修を行う。 工事費	90,000		90,000
教育施策		85,800		85,800
小学校耐震補強 事業	校舎耐震補強ほか整備実施設計委託を追加する。 実施校数 6校8棟	63,800		63,800
小中学校施設整備 事業	屋内運動場の屋上防水工事を実施する。 小学校 1校、中学校 1校	22,000		22,000
合 計		185,800		185,800

利用件数の増等に伴い追加する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
環境施策		11,200		11,200
太陽光発電設備 購入補助事業	申請件数の増加に伴い補助金を追加することにより、住宅用太陽光発電の普及を促進する。 増加見込件数112件(90件 202件)	11,200		11,200

福祉施策		8,086	4,939	3,147
ひとり親家庭の母親の高等技能訓練促進事業	受給者の増加等に伴いひとり親家庭の母親の技能資格取得費用に対する助成金を追加する。 増加見込人数6人(15人 21人) 【歳入】母子家庭自立支援給付金事業補助金(府)	6,586	4,939	1,647
グループホーム・ケアホーム開設補助事業	障害者の自立支援を図るため、グループホーム・ケアホームを開設する団体に対して補助金を交付する。 グループホームぽっぼ春日(春日一丁目) 第2玉水ホーム(玉水町)	1,500		1,500
防犯対策		3,000		3,000
原動機付自転車用ナンバープレート盗難防止ネジ購入事業	原動機付自転車のナンバープレート盗難防止対策として、盗難防止ネジを購入し配付する。 盗難防止ネジ10,000セット [配布方法] 市民税課窓口における登録者及び市営駐車場利用者(茨木市登録車)のうち希望者に取り付け方法説明書とともに配布する。	3,000		3,000
合 計		22,286	4,939	17,347

(2) 国庫及び府補助金を活用した事業

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
福祉施策		282,274	281,210	1,064
地域密着型介護施設整備補助事業	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の内示に伴い、介護施設を整備する団体に対して補助金を交付する。 [丘陵地域東部圏域] 小規模多機能型居宅介護 グループホーム [南部地域圏域] 小規模多機能型居宅介護 地域密着型特別養護老人ホーム 【歳入】介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(府)	180,250	180,250	
障害福祉サービス雇用創出事業	緊急雇用創出基金事業費補助金を活用し、障害福祉サービス事業所等において無資格の求職者を新規雇用する。また、実務を体験しつつヘルパー(2級課程)養成校等で資格を取得することにより、人材不足に悩む事業所への支援と雇用創出を図る。要請人数:50人 施設従事者要請等委託料 事務補助臨時雇 チラシポスター印刷 会場借上げ料 【歳入】緊急雇用創出基金事業費補助金(府)	84,277	84,277	

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害者庁内職場 実習サポート事業	緊急雇用創出基金事業費補助金を活用し、市役所庁舎内における障害者の職場体験実習を円滑に実施するためサポーター（支援者）を雇用する。 臨時雇（サポーター3人） 実習記録用バインダー等 【歳入】緊急雇用創出基金事業費補助金(府)	3,547	3,547	
街かどデイハウス 支援事業	新規開設に伴い補助金を追加する。 ほづみ（下穂積） 【歳入】街かどデイハウス支援事業費補助金(府)	2,000	1,000	1,000
授乳室開設事業	地域福祉・子育て支援交付金を活用し、市役所南館3階に授乳室を設置することにより、庁舎内の子育て支援環境の改善を図る。 【歳入】地域福祉・子育て支援交付金特別枠(府)	1,840	1,840	
私立保育園地域 交流事業	安心こども基金特別対策事業費補助金を活用し、私立保育園に対して遊具等の購入補助を行うことにより、地域交流事業（地域開放）の充実を図る。 【歳入】安心こども基金特別対策事業費補助金(府)	10,360	10,296	64
農業施策		20,400	12,750	7,650
有害獣防止網設置 補助事業	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、市や地元の団体で構成する「茨木市鳥獣被害防止対策協議会」に対して防止網等の設置補助を行うことにより、イノシシ等の被害防止を支援する。 【歳入】鳥獣被害防止総合対策交付金(国)	20,400	12,750	7,650
合 計		302,674	293,960	8,714

(3) その他

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
使用料見直し		135		135
公の施設使用料免除 団体審査会の 設置	公の施設使用料の免除団体の適用において、審査の透明性及び公平性の確保を図るため、外部委員を登用した「公の施設使用料免除団体審査会」を条例設置する。 委員数 5人（学識経験者、市民、団体等の代表） 公の施設使用料免除団体審査会委員報酬	135		135

(4) 繰越明許費及び債務負担行為の補正

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
繰越明許費		63,800		63,800
小学校耐震診断・補強設計委託事業	第三者機関による審査及び耐震補強実施設計に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	63,800		63,800
債務負担行為		19,800		19,800
駐車場指定管理料	茨木市双葉町駐車場の新設に伴い、指定管理の期間及び限度額を設定する。 [期間] 平成23年度～平成25年度 [限度額] 19,800千円	19,800		19,800